

新 旧 対 照 表

(注) _____を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第13条《被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等》関係</p> <p>(震災特例法第13条第2項の規定と第3項の規定との関係)</p> <p>13-3平成7年4月1日から<u>平成11年3月31日</u>までの間に</p> <p>第14条《特定事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(削 除)</p> <p>(措置法第37条に関する取扱いの準用)</p> <p>14-4</p>	<p>第13条《被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等》関係</p> <p>(震災特例法第13条第2項の規定と第3項の規定との関係)</p> <p>13-3平成7年4月1日から<u>平成9年3月31日</u>までの間に</p> <p>第14条《特定事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p><u>(後期買換え資産に該当するかどうかの判定)</u></p> <p>14-4 平成10年4月1日以後に譲渡をした震災特例法第14条第1項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産に係る買換資産で同日以後に取得したものは、同項に規定する「<u>後期買換え資産</u>」に該当することになるが、表の一の号の上欄に掲げる譲渡資産に平成10年3月31日以前の譲渡に係るものと同年4月1日以後の譲渡に係るものがある場合において、<u>買換資産がいずれの譲渡資産に係る買換資産に該当するかは、納税者が選択したところによる。</u></p> <p>(措置法第37条に関する取扱いの準用)</p> <p>14-5</p>